税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑〕所得税関係

令和７年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

Q. 年末調整の時期が近くなってきました。令和７年度税制改正により所得税の基礎控除等が変更になると聞きましたが、どのように変わるのでしょうか。

A. 令和７年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われます。

これらの改正は、原則として、令和７年12月１日に施行され、令和７年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和７年12月に行う年末調整など、令和７年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。（令和７年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）

１　基礎控除の見直し

⑴　次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額132万円以下：95万円
（改正前：48万円）

合計所得金額132万円超 336万円以下：88万円
（令和９年分以後は 58万円）（改正前：48万円）

合計所得金額336万円超 489万円以下：68万円
（令和９年分以後は 58万円）（改正前：48万円）

合計所得金額489万円超 655万円以下：63万円
（令和９年分以後は 58万円）（改正前：48万円）

合計所得金額655万円超 2,350万円以下：58万円
（改正前：48万円）

㈱１　改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります。

２　合計所得金額が655万円以下の場合は、58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、５万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

３　合計所得金額 2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

⑵　基礎控除額の改正に伴い、令和８年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

２　給与所得控除の見直し

⑴　給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

⑵　給与所得控除の改正に伴い、令和７年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和８年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

３　特定親族特別控除の創設

⑴　居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

㈱　「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19 歳以上23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

⑵　令和８年１月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月㈱の源泉徴収の際に適用されることとされました。

・給与：親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
・公的年金等：親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

４　扶養親族等の所得要件の改正

上記１⑴の基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件：58万円以下
（改正前：48万円以下）

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件：58万円以下（改正前：48 万円以下）

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

勤労学生の合計所得金額の要件：85 万円以下（改正前：75 万円以下）

また、上記２⑴の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げられました。

（税制委員会：忠地祐一、草間俊文、小池尚彦　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げた冊子を作成し各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。本稿にて現在準備しておりますテキストをご紹介いたしますので、ご希望のものがございましたら松本法人会事務局（電話：0263-35-8080）までお問い合わせ下さい。テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

１．－企業の税務コンプライアンス向上のために－「自主点検チェックシート」



企業の内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載されるとともに具体的な点検内容・解説が掲載されております。

【主な内容（確認内容）】

〇社内体制（文書管理 等）
〇貸借関係（資産科目、負債・資本科目 等）
〇損益関係（各種科目別）　等

２．「会社の決算・申告の実務」

適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算や申告などに関する基本的で重要なテーマを分かりやすくまとめております。

【主な内容】

〇決算申告事務の流れ
〇決算調整
〇申告調整
〇特別な課税と税率
〇申告手続　等



３．「税制改正のあらまし」



令和７年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。

【主な内容】

〇法人税関係
〇所得税関係
〇資産税関係
〇消費税関係　等

４．「源泉所得税実務のポイント」



源泉所得税実務に関するテキスト。

【主な内容】

〇給与所得からの源泉徴収
〇退職所得からの源泉徴収
〇支払い報酬・非居住者からの源泉徴収

５．「会社取引をめぐる税務 Q&A」

会社の所得に対して課される法人税を中心に、会社の取引をめぐる税金について様々な視点からご紹介しているテキスト。

【主な内容】

〇決算と申告の関係
〇収益の計上と原価の計算
〇資産にかかる税務
〇会社経費と税務



お問い合わせは事務局まで（電話：0263-35-8080）